



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
10月9日
第147号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

- 保安林の指定施業要件の変更(森林保全課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更の通知(森林保全課) 1
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出(障害福祉課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課) 2
- 滋賀県統計調査条例に基づく県統計調査に係る調査票情報の目的外利用(観光振興局) 2
- 滋賀県畜産技術振興センターの肉畜の販売に係る販売代金の徴収事務の委託(畜産課) 3
- 滋賀県畜産技術振興センターの生乳の販売に係る販売代金の徴収事務の委託(畜産課) 3
- 滋賀県畜産技術振興センターの家畜の販売に係る販売代金の徴収事務の委託(畜産課) 3
- 道路の供用開始(道路保全課) 3
- 都市計画の変更(都市計画課) 3

○ 公 告

- 滋賀県労働委員会委員に任命した者の公告(労働雇用政策課) 4

○ 健康福祉事務所告示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(東近江) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(東近江、湖北) 4

告 示

滋賀県告示第387号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。
令和2年10月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第388号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年10月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲賀市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第389号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和2年10月9日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	事業所番号	廃止年月日
放課後等デイサービス オンリー・ワン	守山市川田町 327-3	有限会社童真	守山市小島町 1808番地の8	放課後等デイサービス	2550700088	令和2.9.30

滋賀県告示第390号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和2年10月9日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
アースケア テイカーズ	彦根市地蔵町 73番地2	株式会社アイズケア	彦根市地蔵町 73番地2	就労継続支援B型	令和2.10.1	2510200625
ヒュッゲ ファーム	東近江市能登 川町333番地4	一般社団法人 ヒュッゲ	東近江市能登 川町333番地4	就労継続支援B型	令和2.10.1	2510500719

滋賀県告示第391号

滋賀県統計調査条例(昭和26年滋賀県条例第7号)第8条の規定に基づき、次のとおり県統計調査に係る調査票情報を、当該県統計調査の目的以外の目的のために利用する。

令和2年10月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 県統計調査の名称 滋賀県観光入込客統計調査
- 2 調査票情報の利用目的 EBPモデル研究事業のテーマ「滋賀県における観光客の周遊分析等について」に係るデータ分析のため
- 3 利用する調査票情報を特定するために必要な事項 平成22年以降の調査に係る全データ
- 4 調査票情報の利用期間 令和2年9月18日から令和3年3月31日まで

滋賀県告示第392号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県畜産技術振興センターの肉畜の販売に係る販売代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年10月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 株式会社滋賀食肉市場 近江八幡市長光寺町1089番地4
- 2 委託事務の内容 滋賀県畜産技術振興センターの肉畜の販売に係る販売代金の徴収事務
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第393号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県畜産技術振興センターの生乳の販売に係る販売代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年10月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 全国農業協同組合連合会滋賀県本部 大津市京町四丁目3番38号
- 2 委託事務の内容 滋賀県畜産技術振興センターの生乳の販売に係る販売代金の徴収事務
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第394号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県畜産技術振興センターの家畜の販売に係る販売代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年10月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 高島総合家畜市場運営協議会会長 橋本達範 高島市今津町弘川249番地1
- 2 委託事務の内容 滋賀県畜産技術振興センターの家畜の販売に係る販売代金の徴収事務
- 3 委託期間 令和2年5月1日から令和3年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第395号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月9日から令和2年10月23日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
豊郷停車場線	犬上郡豊郷町大字八目字八目32番2地先から 犬上郡豊郷町大字八目字八目35番2地先まで	令和2.10.9	L=85.3m
多賀永源寺線	犬上郡多賀町大字霜ヶ原字向田538番1地先から 犬上郡多賀町大字霜ヶ原字向田518番1地先まで	令和2.10.9	L=67.4m

滋賀県告示第396号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき大津湖南都市計画道路を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年10月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画の種類 大津湖南都市計画道路 3・4・70号 瀬田川左岸線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 大津市稲津四丁目から里四丁目まで
- 3 図書の縦覧場所
滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県大津土木事務所管理調整課 大津市松本一丁目2-1

公 告

滋賀県労働委員会委員に任命した者の公告

労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第3項の規定に基づき、令和2年10月1日付けで滋賀県労働委員会委員を次のとおり任命した。

令和2年10月9日

滋賀県知事 三日月 大造

労働者委員 白木 宏司

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和2年10月9日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺尾 敦史

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ツクイ近江八幡鷹飼	近江八幡市鷹飼町北4-21-2	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	居宅介護	令和2.10.1	2510400381

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和2年10月9日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺尾 敦史

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
ツクイ近江八幡鷹飼	近江八幡市鷹飼町北4-21-2	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	居宅介護	2510400365	令和2.9.30

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和2年10月9日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村 清志

事業所	事業所の	名称	主たる事務所	指定障害福祉	事業所番号	廃止年月日

の名称	所在地		の所在地	サービスの種類		
社会福祉法人米原市社会福祉協議会支援センター山東伊吹	米原市春照56番地	社会福祉法人米原市社会福祉協議会	米原市三吉570番地	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護	2512400074	令和2.9.30

